

第四期武蔵野市学校教育計画策定審議会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、第四期武蔵野市学校教育計画策定審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定数）

第 2 条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて設定する。

（傍聴の手続）

第 3 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所（町名まで）及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴席以外の入場禁止）

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が、職務執行上支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、審議会の会議を非公開とする審議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、審議会の会長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。